

承認第9号

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川根本町長 鈴木敏夫

専決第9号

専 決 処 分 書

令和2年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

川 根 本 町 長 鈴 木 敏 夫

令和2年度 川根本町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度 川根本町一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,379,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		321,129	19,900	341,029
	2 県補助金	193,042	19,900	212,942
18 繰入金		741,249	20,100	761,349
	2 基金繰入金	741,140	20,100	761,240
歳 入 合 計		6,339,433	40,000	6,379,433

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		339,212	40,000	379,212
	1 商工費	339,212	40,000	379,212
歳出合計		6,339,433	40,000	6,379,433

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	321,129	19,900	341,029
18 繰入金	741,249	20,100	761,349
歳入合計	6,339,433	40,000	6,379,433

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	339,212	40,000	379,212	19,900	—	—	20,100
歳出合計	6,339,433	40,000	6,379,433	19,900	—	—	20,100

15 款 県支出金 19,900千円

2 項 県補助金 19,900千円

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 商工費県補助金	31,000	19,900	50,900	1 商工費補助金	19,900	2 感染症拡大防止協力金事業交付金
計	193,042	19,900	212,942			

18 款 繰入金 20,100千円

2 項 基金繰入金 20,100千円

1 財政調整基金繰入金	222,700	20,100	242,800	1 財政調整基金繰入金	20,100	1 財政調整基金繰入金
計	741,140	20,100	761,240			

7 款 商工費 40,000千円

1 項 商工費 40,000千円

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振 興費	60,403	40,000	100,403	19,900	-	-	20,100		15 款 2 項 11 目 1 節 2 細節 19,900	
								18 負担金補 助及び交 付金	40,000 32 感染症拡大防止対策協 力金	
計	339,212	40,000	379,212	19,900	-	-	20,100			